

○総務省組織令 抜粋

(平成十二年政令第二百四十六号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(情報流通行政の所掌事務)

第十一条 情報流通行政は、次に掲げる事務をつかさどる。
十六 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

第三節 審議会等

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会のほか、本省に、次の審議会等を置く。

情報通信行政・郵政行政審議会

(情報通信行政・郵政行政審議会)

第二百五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四号)、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第二十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に關し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)の定めるところによる。